

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

鳥取県告示第千百七十九号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号) 第百十四条及び第一百十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十五年度第四次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- ◇告 示
- 自衛官の募集
- 県自然環境保全地域の指定
- 県自然環境保全地域に関する保全計画の決定
- 県自然環境保全地域の特別地区の指定
- 県自然環境保全地域の特別地区の野生動植物保護地区の指定
- 争議行為の実施
- 土地改良区の役員の就退任
- 土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)
- 土地改良区の清算人の就任
- 土地改良事業計画の決定
- 土地改良事業計画の変更計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定(十九件)
- 土地改良事業の認可(十七件)
- 入会林野整備計画の認可
- 土地収用法による事業の認定
- 鳥取県指定保護文化財の指定
- 鳥取県指定天然記念物の指定の解除
- 鳥取県指定天然記念物の指定の解除
- 正誤
- 教委告示
- 鳥取市鍛冶町一八
- 自衛隊鳥取地方連絡部

- 一 採用する自衛官
 - 二 等陸士、二等海士及び二等空士
 - 三 募集期間
- 昭和五十六年一月一日から同年三月三十一日まで
- 一 試験期日
 - 二 募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。
- (1) 日曜日
- 三 国民の祝日にに関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日
 - 四 試験場の位置及び名称

倉吉市巣城四三三の一

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町六五

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

五 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）

イ 身体検査

ウ 口述試験

エ 適性検査

鳥取県告示第千百八十号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十三條第一項の規定に基づき、次のとおり県自然環境保全地域を指定したので、同条第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百八十一号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十四條第一項の規定に基づき、次のとおり金華山県自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

1 植生

金華山県自然環境保全地域に関する保全計画

一 保全すべき自然環境の特質

保全すべき地域の植生は、主として樹齢約五十年から三百年のシイノキ、カシ、ツバキなどの常緑広葉樹林からなっている。

2 地形、地質

保全すべき地域の地形は、金華山の中腹以高にみられる急崖、洞くつなどの微地形と奇岩である。

金華山は、孤立状の山体と風化侵食作用を受けやすい凝灰角礫岩か

一 県自然環境保全地域の名称

金華山県自然環境保全地域

二 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域

西伯郡西伯町大字八金字金華山一二二九、一一三〇、一一三一及び一

二三二の全域

らできているため、山頂付近には傾斜度五十五度から七十五度、比高

二十メートルから三十メートルの変化に富んだ急崖や奥行四メートル

前後の洞くつ更には巨大な岩塊が各所に分布し、特異な地形を形成している。

これらの地形は、凝灰角礫岩特有の地形ではあるが金華山のようないちろんのこと景観上においても貴重な地形である。

二 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

1 金華山の特異な地形を保全するため、指定された地域の全部を特別

地区に指定する。

2 特別地区における木竹の伐採の方法は、択伐によるものとする。た

だし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれ

の少ない場合には、小面積の皆伐ができるものとする。

三 保全のための施設に関する方針

優れた地形の保全を図り併せて自然解説を行うため、巡視歩道を整備

するとともに、注意標、解説板など各種の標識類を設置する。なお、必
要に応じ、砂防施設、防火施設などを設ける。

四 特別地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名 称	金 華 山 特 別 地 区
位置及び 区 域	西伯郡西伯町大字八金字金華山一二三九、一二三〇、一 一二三一及び一二三二の全域

総面積 六・一ヘクタール

五 保全のための規制に関する事項

鳥取県自然環境保全条例第十六条第三項に規定する同条第四項の許可を受けないで行うことのできる木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区 域	西伯郡西伯町大字八金字金華山の一部
伐採の方 法及びそ の限度	択伐（択伐率現在蓄積の三十パーセント以内）によるものとする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐（一伐区の面積は二ヘクタール以内、伐区はつとめて分散させること）を行うことができる。
面 積	六・一ヘクタール

六 保全のための施設に関する事項

保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の類名 称種類名	位 置	工 種	摘 要
標 識	西伯郡西伯町大字八金字金華山	新 設	注意標解説板
巡 視 歩 道	"	改 良	

施設	その他設	新設	境界柱は、必要な箇所に設置する。
砂防施設		"	
		"	必要に応じ設置する。

鳥取県告示第千百八十二号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年鳥取県条例第四十一号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり県自然環境保全地域内に特別地区を指定したので、同条第二項において準用する同条例第十三条第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一　県自然環境保全地域の名称
金華山県自然環境保全地域

2　特別地区の名称
金華山特別地区

3　特別地区に含まれる土地の区域
西伯郡西伯町大字八金字金華山一二三九、一二三〇、一二三一、一二三二

二　1　県自然環境保全地域の名称
菅野県自然環境保全地域

3	2	特別地区に含まれる土地の区域 菅野特別地区
		岩美郡国府町大字菅野字鳥居の上七の一（次の図に示す部分に限る。）、七〇、字菅野向山八二、八二の内三、八二の内四、八二の一、八二の内六から八二の内一三まで、八四、字茨池四一の一、四一の二、四二から五三まで、四五の内一、五一の内一、五三の内一、字五反田五四、五五、五六、五七の一、五七の二、五八の二、五九の一、五九の二、五九の三、字前田二九の二、三〇の一、三〇の二、三一、三一の一、三二の一、三二の二、三三の一、三三の二、三四、三四の内一、三五の一、三五の二、三六の二、三六の三、三六の四、三七の一、三七の二、三七の三、三七の次一、三八、三九、四〇、四一の三、四一の四、字鳥居の前二八の二、大字柄本字茨池六一の一五、六一三の一から六一三の四まで、六一四、六一五の一、六一六の一から六一六の五まで、六一七の一、六一七の三、六一七の五、六一七の六、六一七の内一四、六一七の第一六、六一七的第一七、六一七の二〇、六一七の二一、六一七の二二、六一七の三三から六一七の三六まで、六一七の四〇、六一七の四五から六一七の四八まで、六一八の一、六一八の二
3	1	県自然環境保全地域の名称 香取県自然環境保全地域
2	2	特別地区の名称 香取特別地区
3	3	特別地区に含まれる土地の区域

鳥取市香取字意上谷南側奥四四〇（次の図に示す部分に限る。）、 字意上森前三六九	2 特別地区の名称
鳥取県自然環境保全地域の名称	3 特別地区に含まれる土地の区域
松上県自然環境保全地域	岩美郡岩美町大字外邑字大沢八四六の一、字祖父ヶ以後八四七の一、 大字唐川字菖蒲谷二〇七、字鎧子ヶ弦二〇六、字大沢山二〇五、字石 橋の上山一八六の三、一八六の四（以上七筆について、次の図に示す 部分に限る。）、大字唐川字本谷一〇八、一〇九、字大沢一一〇、一 一一、字荻平一〇一、一〇一の次一、一〇二
鳥取市松上字宮ノ谷九八一内二、九九〇、九九〇の一 五 1 県自然環境保全地域の名称	（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県衛生環境部自然保護課に備え 置いて縦覧に供する。）
笏賀県自然環境保全地域	2 特別地区の名称
笏賀特別地区	3 特別地区に含まれる土地の区域
3 特別地区に含まれる土地の区域	4 特別地区の名称
東伯郡三朝町大字笏賀字花倉谷四六六（次の図に示す部分に限 る。）、四六八、四六九	5 特別地区に含まれる土地の区域
六 1 県自然環境保全地域の名称	6 1 県自然環境保全地域
馬場県自然環境保全地域	馬場特別地区
2 特別地区の名称	3 特別地区に含まれる土地の区域
馬場特別地区	4 特別地区の名称
3 特別地区に含まれる土地の区域	5 特別地区の名称
西伯郡西伯町大字馬場字宮の前一の一、二、二の一、五、六の一、 七 1 県自然環境保全地域の名称	6 1 県自然環境保全地域
唐川県自然環境保全地域	7 1 県自然環境保全地域

鳥取県告示第千百八十三号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年鳥取県条例第四十一号）第十七
条第一項の規定に基づき県自然環境保全地域の特別地区内に野生動植物保
護地区を指定したので、同条第二項において準用する同条例第十三条第七
項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

- 1 県自然環境保全地域の名称
菅野県自然環境保全地域
- 2 特別地区の名称

- 3 菅野特別地区
野生動植物保護地区の名称
- 4 菅野野生動植物保護地区
野生動植物保護地区に含まれる土地の区域
岩美郡国府町大字板本字茨池六一七の二〇、大字菅野字菅野向山八四、字茨池四二、四三
- 二 1 県自然環境保全地域の名称
唐川県自然環境保全地域
- 2 特別地区的名称
唐川特別地区
- 3 野生動植物保護地区の名称
唐川野生動植物保護地区
- 4 野生動植物保護地区に含まれる土地の区域
岩美郡岩美町大字唐川字大沢山二〇五、字茨平一〇一、一〇二、字籠子ヶ弦二〇六、字菖蒲二〇七、大字外邑字祖父ヶ以後八四七の一、字大沢八四六の一（以上七筆について、次の図に示す部分に限る。）、大字唐川字大沢一一（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県衛生環境部自然保護課に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千百八十四号
労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、小谷医院労働組合組長遠藤美伸から争議行為を行う旨の通

知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 事件

昭和五十五年夏季一時金及び年末一時金に関する件

二 日時

昭和五十五年十二月二十七日午前八時から、この事件の解決する時まで。

三 場所

小谷医院に勤務する組合員の所属する職場（西伯郡名和町御来屋二四三番地の一）

四 形態

ストライキを含む全体的・部分的な争議行為

鳥取県告示第千百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

大山土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	野坂 正己	西伯郡大山町清原一七一
川上 馨		末長一九
坂田伊佐夫		中高三五〇一三
山根 操雄		上野一二六
水鶴 弘文		野田四一
小原 增一		唐王六八九
門脇 正		平木九九
岡田三千人		中高三六五一九
坂田 清		
大原 茂利		
小原 昇		
山根 榮造		
深田 叶		
入江 金川		
入江 深田		
諸遊 荣		
秋夫 静		
秋繁 雄		
小谷 稲		
種田 紀		
齋木 田		
朋史 纪		
莊田 七三		
安原 一四四		
所子 一二〇	四二三	
唐王七一九		
平田一三五		
妻木六七六		
稻光六		
富岡一〇		
長田一五〇		
上方三		
保田一		
岡田三千人		
坂田 清		
水鶴 弘文		
河本 實		
小原 昇		
唐王六八九		
七一九		
清原一三六		
野田四一		
中高四二三		
三六五一九		

大山土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	川上 馨	西伯郡大山町末長一九
小原 增一	"	
唐王六八九		
小原 昇		
河本 實		
清原一三六		
野田四一		
中高四二三		
三六五一九		
所子 一二〇		
大原 茂利		
門脇 正		
平木九九		

山根	操雄	"
入江	静雄	"
小谷	朋史	"
深田	照夫	"
汐田	長好	"
金川	豊	"
諸遊	秋夫	"
山根	榮造	"
齋木	章二	"
種田	紀秋	"
入江	潔	"
松井	實	"
足立	勇一	"
小林	利雄	"
石原	政秋	"
山根	貴成	"
松尾	誠壽	"
小原	収	"
飯田	廣雄	"
小村	朋義	"
田中	邦男	"
水野	浩	"
	稻光五八	"

上野一二六
長田一五〇
莊田七三
妻木四七三
四九七
稻光六
上方三
平田一三五
保田一四
安原一四四
富岡一〇
淀江町大字今津三八二
淀江九八三
八六五
大山村豊房九九六
一三六〇
三四九
一六二一
長田三五一
所子一二四
安原二七二

昭和五十五年十一月七日開催の臨時総代会において総選挙の結果当選し、
同月二十一日就任 任期四年

鳥取県告示第千百八十六号

昭和五十五年十月三十一日付けで岩美郡国府町大字玉鉢三四番地二玉鉢
土地改良区から申請のあつた玉鉢地区の換地計画については、審査した結果
適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五
十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次の
とおり告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百八十七号

昭和五十五年十一月二十一日付で鹿野町から申請のあつた河内第二地区
の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭

昭和五十五年12月23日 火曜日

鳥取県公報

和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とおり告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

洲河崎土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

影山 艇	日野郡江府町大字洲河崎六二三
浦部 秀人	"
影山 嶽	"
小峰 繁	"
小峯 薫	"

二八六
二八二
四〇六
三九六

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間
- 三 縦覧に供する場所
鹿野町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

任期清算終了まで

昭和五十四年十月八日付け鳥取県達第六号の解散命令により理事が清算人となる。

鳥取県告示第千百八十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十五年十二月二十三日

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間
- 三 縦覧に供する場所
大宮町役場及び北条町役場
- 四 異議の申立て
- 利害関係人は、この告示に係る決定に對して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。
- 鳥取県告示第千百九十九号**
- 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（国府地区ほ場整備）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十五年十二月二十三日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四 異議の申出
- 昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所及び国府町役場
- 四 異議の申立て
- 利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。
- 鳥取県告示第千百九十一号**
- 昭和五十五年七月二十八日付で鳥取市から申請のあつた土地改良（鳥取南部（猪子）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十五年十二月二十三日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百九十二号

昭和五十五年七月二十八日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（中高地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 異議の申出

昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間

- 一 縦覧に供する場所

鳥取市役所

- 二 縦覧に供する期間

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百九十三号

昭和五十五年七月二十八日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（中村地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 異議の申出

昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間

- 一 縦覧に供する場所

鳥取市役所

- 二 縦覧に供する期間

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十五年七月三十一日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（下味野地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出
- 四 異議の申出

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

一 縦覧に供する書類

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百九十五号

昭和五十五年七月三十一日付けで岩美町から申請のあつた土地改良(日

比野山地区は場整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間

鳥取県知事 平 林 鴻 三

			三　縦覧に供する場所
			鳥取市役所
四	異議の申出		
		利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。	
	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。		
	縦覧告示第千百九十七号		
		昭和五十五年九月九日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（国安地区農道舗装と暗きよ排水などを一体としたもの）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項	
		第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。	
	昭和五十五年十二月二十三日		
		鳥取県知事 平 林 鴻 三	
	一　縦覧に供する書類		
		土地改良事業計画書及び条例の写し	
	二　縦覧に供する期間		
		昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間	
	三　縦覧に供する場所		
		溝口町役場	
	四　異議の申出		
		利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。	
四	異議の申出		
		鳥取市役所	

鳥取県告示第千百九十九号

昭和五十五年九月十二日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（原手地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間

三 縦覧に供する場所
溝口町役場

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
三 縦覧に供する場所
溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
三 縦覧に供する場所
溝口町役場

鳥取県告示第千二百一号

昭和五十五年九月二十五日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（松上地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十五年九月十七日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（旭（一部）地区は場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項

において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び条例の写し	二 縦覧に供する期間 昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間	三 縦覧に供する場所 鳥取市役所	四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
縦覧期	縦覧期	縦覧期	縦覧期
鳥取県告示第千二百二号	鳥取県告示第千二百三号	鳥取県告示第千二百三号	鳥取県告示第千二百三号
昭和五十五年十月四日付けで日南町から申請のあつた土地改良（花口（洞）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。	昭和五十五年十月十三日付けで船岡町から申請のあつた土地改良（舟戸地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。	昭和五十五年十二月二十三日	昭和五十五年十二月二十三日
昭和五十五年十二月二十三日	昭和五十五年十二月二十三日	昭和五十五年十二月二十三日	昭和五十五年十二月二十三日
縦覧に供する書類 土改改良事業計画書及び条例の写し	縦覧に供する書類 土改改良事業計画書及び条例の写し	縦覧に供する書類 土改改良事業計画書及び条例の写し	縦覧に供する書類 土改改良事業計画書及び条例の写し
縦覧期間	縦覧期間	縦覧期間	縦覧期間
鳥取県知事 平 鴻 三	鳥取県知事 平 鴻 三	鳥取県知事 平 鴻 三	鳥取県知事 平 鴻 三
縦覧に供する期間 昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間	縦覧に供する期間 昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間	縦覧に供する期間 昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間	縦覧に供する期間 昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間
船岡町役場	船岡町役場	船岡町役場	船岡町役場
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百四号

昭和五十五年十月十七日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（穴鴨地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県知事 平林鴻三

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平林鴻三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間

三 縦覧に供する場所
米子市役所

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間
- 三 縦覧に供する場所
三朝町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百五号

鳥取県告示第千二百六号

昭和五十五年十一月十二日付けで米子市から申請のあつた土改改良（古豊千地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月十二日米子市から申請のあつた土地改良（榎原地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間

三 縦覧に供する場所
米子市役所

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百七号
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百八号
昭和五十五年十一月十四日付けで河原町から申請のあつた土地改良（袋河原地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三　縦覧に供する場所
河原町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百九号

昭和五十五年十一月二十一日付けで閔金町から申請のあつた土地改良（上井手）地区農業用用排水事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百十一号

郡家町から申請のあつた町営土地改良（上津黒地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一　縦覧に供する書類
- 二　土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三　縦覧に供する期間

昭和五十五年十二月二十四日から二十八日間

閔金町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百十号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（外邑地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百十二号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（三本杉地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百十三号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（谷中地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百十五号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良（海川地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百十六号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（父原地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百十四号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良（草池地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第千二百十七号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（滝山地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百十八号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（瀬田蔵地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百十九号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（本高地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月二十日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示千二百二十号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（岩井地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示千二百二十一号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（高山地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示千二百二十二号

佐治村から申請のあつた村営土改良（梨原地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県告示千二百二十三号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（長山地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県告示千二百二十五号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良（今吉地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示千二百二十六号

西伯町から申請のあつた町営土地改良（福成地区農業用河川工作物応急対策）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により

告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

日吉津村から申請のあつた村営土地改良（富吉地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月二十

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十七号

日野郡日野町安原二七〇番地一、安原上入会林野整備組合長杉原良一及び同地、安原下入会林野整備組合組合長杉原良一から申請のあつた安原上入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十二条第一項の規定に境づき、昭和五十五年十二月十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

教育委員会告示

鳥取県告示第千二百二十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県教育委員会告示第二十一号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第四条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をする。

昭和五十五年十二月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

- 一 起業者の名前
- 二 事業の種類
- 三 会見町立運動場建設

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡会見町浅井字土井敷、字西光寺、字ビシャモン

堂及び字中尾地内

2 使用の部分 なし

4 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

会見町役場

種別	名稱	員数	寸法	所在の場所		所有者	所有者の住所
				絵画	絹本著色不動明王像		
考古資料	縹緲櫻文銅鐸	1口	絹本著色 両界曼荼羅図	二幅	二幅とも 画寸 縦八六センチメートル 横三九センチメートル	鳥取市東町二丁目一二四 鳥取県立博物館	豊乗寺 代表役員 平井弘文 七三
重量	伝八頭郡船岡町破岩出土	高さ 口径 厚さ 五百六十匁	縹緲櫻文銅鐸 長径六寸三分、短径三寸八分 上部約七厘、中部約一分三厘 下部約二分	一 幅 横六八センチメートル	画寸 縦一二〇センチメートル 横一三〇センチメートル	鳥取市東町二丁目一二四 鳥取県立博物館	鳥取市東町二丁目一二四 鳥取県立博物館
泊の一里マツ	東伯郡泊村大字泊字丸山泊保育園地内	名稱 員数	鳥取県教育委員会告示第二十二号	鳥取市東町二丁目一二四 鳥取県立博物館	大安興寺 代表役員 平井弘文 八頭郡智頭町大字新見 七三	平井弘文 八頭郡智頭町大字新見 八頭郡用瀬町大字鷹狩 一、一九五の一	豊乗寺 代表役員 平井弘文 八頭郡智頭町大字新見 八頭郡用瀬町大字鷹狩 一、一九五の一
泊の一里マツ	東伯郡泊村大字泊字丸山泊保育園地内	鳥取県教育委員会告示第二十三号	鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十一月鳥取県条例第五十号) 第五 条第一項の規定に基づき、次の鳥取県指定保護文化財の指定を解除する。 昭和五十五年十二月二十三日	鳥取市東町二丁目一二四 鳥取県立博物館	大安興寺 代表役員 平井弘文 八頭郡用瀬町大字鷹狩 一、一九五の一	鳥取市東町二丁目一二四 鳥取県立博物館	豊乗寺 代表役員 平井弘文 八頭郡智頭町大字新見 八頭郡用瀬町大字鷹狩 一、一九五の一
泊の一里マツ	東伯郡泊村大字泊字丸山泊保育園地内	鳥取県教育委員会告示第二十三号	鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十一月鳥取県条例第五十号) 第三 十一条第一項の規定に基づき、次の鳥取県指定天然記念物の指定を解除す る。 昭和五十五年十二月二十三日	鳥取市東町二丁目一二四 鳥取県立博物館	大安興寺 代表役員 平井弘文 八頭郡用瀬町大字鷹狩 一、一九五の一	鳥取市東町二丁目一二四 鳥取県立博物館	豊乗寺 代表役員 平井弘文 八頭郡智頭町大字新見 八頭郡用瀬町大字鷹狩 一、一九五の一

正

誤

昭和五十三年五月鳥取県告示第四百五十四号（県自然境境保全計画の決定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

貢 段

誤

正

六 下

字荻平一〇一、一〇二の一

大字唐川字荻平一〇一、一〇

部、大字唐川字大沢一一一

二の一部、字大沢一一一の全

の全域

域

七 上

字荻平一〇一、一〇二の一

大字唐川字荻平一〇一、一〇

部、大字唐川字大沢一一一

二の一部、字大沢一一一の全

の全域

域